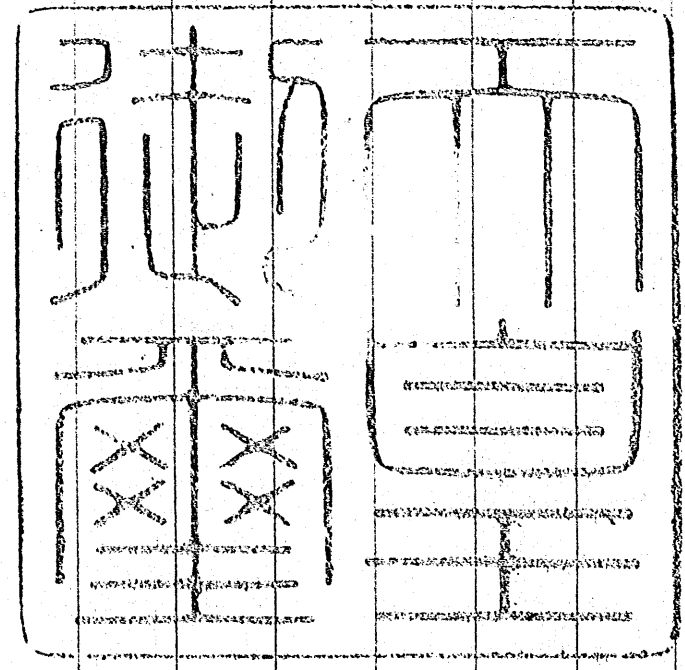


條約第七号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於
テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ
議定シ帝國全權委員ノ署名シタ
ル商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ
關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公
布セシム

陸仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
外務大臣子爵内田康哉

條約第七號

商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下亞爾然丁共和國大統領
奧地利國皇帝陛下波希米亞國皇帝陛下
波利ヴァア共和國大統領伯刺西爾合衆國大統領
勃爾牙利國公殿下智利共和國大統領
格倫比亞共和國大統領
玖馬共和國臨時總督
丁抹國皇帝陛下エカドル共和國

國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和国大統領、ハイチ共和国大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナツソル公殿下、墨西哥合衆國大統領、モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、ハラグエ共和国大統領、和蘭國皇帝陛下、秘露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙

國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、サルヴァドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、ヴェネズエラ合衆國大統領、ハ戰時ニ於テ商船ヲ戰鬥艦隊ニ編入スル爲之ヲ行ヒ得ヘキ條件ヲ定ムルノ希望スヘキコトヲ考慮シ締約國ハ商船ヲ軍艦ニ變更スルコトハ之ヲ公海ニ於テ行ヒ得ルヤ否ノ問題ニ関シ一致

スルコト能ハサリシニ因リ變更ノ場所
ハ問題外ト爲シ左記ノ規則中ニ包含セ
ラレサルモノナルコトヲ考慮シ之カ爲
條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全
權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大
使男爵マルシャルド、ビーベルスタイン
本會議特派委員ボンセイエー、アン
チーム、ド、レガシヨ、ン、帝國外務省法律

顧問常設仲裁裁判所裁判官ドクトル
ヨハンネス、クリーゲ

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣伊國駐劄特命全權公使
常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ
ペニヤ

前外務及教務大臣下院議員常設仲
裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ
前外務及教務大臣常設仲裁裁判所
裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝ホハミヤ國皇帝洪牙利
國皇帝陛下

コンセイエーエー、アンチー、特命全權
大使ゲータン、メレー、ド、カポス、メレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ
ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國
學士院會員、國際法學會名譽會員、常

設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣ジール、アン、デ、ビ、ユ、ル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞

國學士院會員、男爵ギョーム

ボリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク

ラウ、デ、オ、ピ、ニ、ラ

英國駐劄特命全權公使、フェルナンド、エ

グワ、チ、ヤ、ラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使常設仲裁裁判所裁判
官ルイバルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エヅアルド、
エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將侍從將官ウルバン、ウイナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カラシニエーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグストマツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ

ルセリア、ハ、ヴァルカス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァナ大學國際法教授、上院議員ア

ントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエ
サダ、イ、アロステグイ

前「ハヴァアナ」中學校長、上院議員マヌエル
サングイリー

丁 抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタン
チン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレリック、シエルレル
侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

エクアドル共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權
公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デアルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命
全權大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴィー、リヤウル
チヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、
リカ、イ、カルヴオ

下院議員、伯爵カブリエル、マウライ、ガマゾ、

デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン・ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵、デスツールネルド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、

常設仲裁裁判所裁判官、ルイ、ルイー

和蘭國駐劄特命全權公使、マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、サー、エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、サー、アーネスト、ソニン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵、ド

ナルド、ジェームスマツケ、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、ガールヘンリー、
ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リッ
ランガッ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判
所裁判官ジョールジュ、ストレイト

グワテマラ、共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常

設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレマチャド
獨逸國駐劄代理公使エニリケ、ゴンス、カリ
リヨ

ハイチ、共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジョセフ、
ダルベマル

米國駐劄特命全權公使ジョー、エヌ、レジェー
前國際公法教授、ポルトー、プラニス、組合
辯護士ピエール、ムチクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使常
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯
爵ジヨセフトルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルカノ
下院議員、外務次官、ゴシマンドールギトボン
ピリ

參事院議官、下院議員、前文部大臣、ゴシ
マンドールギト、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六
和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

盧森堡國大公「ナツソ」公殿下

國務大臣、内閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ドヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴシザロ、ア、エス、テ、ヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスチアンベリ、

ド、ミ、エ、ー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

モンテネグロ國公殿下

コンセイエー、ブリヴェ、アンペリアル、アクチエル、
佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ
コンセイエー、ブリヴェ、アンペリアル、露國外務
省常任顧問官ド、マルテンス
「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチエル、和
蘭國駐劄露國特命全權公使チャリコフ
諾威國皇帝陛下
前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄
兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

「パラグエ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチ
ヤイン

比律悉駐在領事、伯爵ジエー、チヌ、モンソ、
ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アウシユ、
ド、ボーフォール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判
所裁判官、テ、エム、セ、ア、ツ、セル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議
官、ヨシク、ハール、ジ、セ、セ、デン、ベル、ポ、ール
チ、ユ、ゲ、ール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍
大臣、ヨシク、ハール、ジ、ア、ロ、エ、ル

前司法大臣、下院議員、ジ、ア、ロ、エ、フ

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使

常設仲裁裁判所裁判官、カルロス、ジ、エ、ー、
カ、ン、ダ、モ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官、サ、マ、ド、カ、ン、モ、ム、タ、ゾ、ス、サ、ル、タ
ネ、ー

和蘭國駐劄特命全權公使、ミルツ、ア、ア、ー
メ、ッ、ド、カ、ン、サ、デ、グ、ウ、ル、ム、ル、ク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官、ベール、デ、ヌ、ロ、ワ、イ、ヨ、ー、ム、前外

務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命
全權大使、侯爵、デソヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デセ
リール

瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、
ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、アレキサン
ドル、ベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使、エドガール

マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

コンセイエープリヴェ、アクチュエル、佛國駐

劄特命全權大使、ネリドフ

コンセイエープリヴェ、外務省常任顧問

官、常設仲裁裁判所裁判官、ドマルテンス

コンセイエープリヴェ、アクチュエル、侍從、和蘭國

駐劄特命全權公使、チャリコフ

サルヴァドル共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所

裁判官ペドロジ、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴベレスト
リアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官參事院議長サヴァグルーイツチ
伊國駐劄特命全權公使常設仲裁裁
判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィツチ
英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公
使ミシエル、ミリチエヴィツチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラヂオニドレリ

陸軍大尉ルアングビエヴァナルト、ナリユーバル

瑞典國、ゴツツ及ヴァインド皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公

使常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤ
ルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド

前無省大臣、前高等法院評定官常設

仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使カストニカルラン

陸軍參謀大佐「ジエネヴァ」大學教授「ジエーンボレル」

「チューリヒ」大學法學教授「マックスブーベル」

土耳其國皇帝陛下

特命大使「ミニストルドレヴカフ」チユルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使「レシット・ベ」海軍中將「ヘンツド・パシヤ」

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使「ホセヒル・フォルトウ」

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 軍艦ニ變更セラレタル商船ハ其ノ掲クル國旗ノ所屬國ノ直接ノ管轄直接ノ監督及責任ノ下ニ置カルルニ非サレハ軍艦ニ屬スル權利及義務

ヲ有スルコトヲ得ス

第二條 軍艦ニ變更セラレタル商船ニハ其ノ國ノ軍艦ノ外部ノ特殊徽章ヲ附スルコトヲ要ス

第三條 指揮官ハ國家ノ勤務ニ服シ且當該官憲ニ依テ正式ニ任命セラレ其ノ氏名ハ艦隊ノ將校名簿中ニ記載セララルヘキモノトス

第四條 乗員ハ軍紀ニ服スヘキモノトス

第五條 軍艦ニ變更セラレタル一切ノ商船ハ其ノ行動ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スヘキモノトス

第六條 交戦者ニシテ商船ヲ軍艦ニ變更シタルモノハ成ルヘク速ニ右變更ヲ其ノ軍艦表中ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 本條約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス

第八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス

ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署

名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛

テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以

テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前

項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證

謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續

ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招

請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス

ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ

タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時

ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル

モノトス

第九條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約

ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ
寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
第十條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ

後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ
テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ
後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第十一條 締約國中本條約ヲ廢棄セム
ト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ
其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭
國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾
餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受
シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲
シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生
スルモノトス

第十二條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ
置キ第八條第三項及第四項ニ依リ爲
シタル批准書寄託ノ日竝加盟第九條
第二項又ハ廢棄第十一條第一項ノ通
告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノト
ス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名
ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸
國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國 マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國

第三 亞爾然丁國
ロケサエンツペニヤ

セロドリゲスラレタ

第四 奧地利洪牙利國

メレー

男爵マツキオ

第五 白耳義國

アベルナール

ウアン、デン、ヒューベル

ギーヨーム

第六 ポリヴィア國

クラウヂオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國

ルイ、バルボサ

エーリスボア

第八 勃爾牙利國

陸軍少將ヴィナロフ

イヴァン、カラシニエーロフ

第九 智利國

ドミンゴ、ガナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチャ

第十 清國

第十一 格倫比亞國

ホルヘ、ホルグイン

エスペレス、トリアナ

第十二 玖馬共和國

エム、ヴァルガス

アントニオ、エス、デ、フスタマンテ

ゴンザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サン、グイリー

第十三 丁抹國

セー、ブロン

第十四 ドミニカ共和國

第十五 エクアドル共和國

ヴィクトル、エム、レンドン

エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第十六 西班牙國

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィー、リヤウル、ナヤ

ホセ、デ、ラ、リカイ、カル、ヴオ

第十七 佛蘭西國

ガブリエル、マウラ

レオン、ブルジョア

デス、ツール、ネルド、コンスタン

エル、ルノイ

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ハワード

第十九 希臘國

クレオニリツオ、ランガベ

第二十 グワテマラ

ジョールジュ、ストリート

第二十一 ハイチ

ホセ、チブレ、マチャド

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

第二十二 伊太利國

ピエール、エチクール

ポンピリ

第二十三 日本國

ジエ、フジナト

佐藤、愛麿

第二十四 盧森堡國

アイシエン

伯爵、ド、ヴィレー

第二十五 墨西哥國

ジエ、ア、エステヴァ

エス、ベ、ド、ミエー

エス、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 モンテネゴ

ネリドフ

マルテニス

第二十七 ニカラグワ

エヌ、チャリコフ

第二十八 諾威國

エス、ハーゲルプ

第二十九 巴奈馬國

ベ、ポラス

第三十 パラグエ

ジエ、デ、エ、モンソー

第三十一 和蘭國

ドブルヴェアツシユドボーフォル
テ、エムセ、アツセル

デ、ベールポールチユゲール

ジ、ア、ローエル

ジ、ア、ローエフ

第三十二 秘露國

セ、ジ、エ、カンダモ

第三十三 波斯國

モ、タ、ズ、サル、タ、ネ、エ、サ、マ、ド、カン

サ、チ、グ、ウル、ル、ク、エ、ア、メ、ド、カン

第三十四 葡萄牙國

侯爵デ、ソヴェラル

伯爵デ、セリール

第三十五 羅馬尼亞國

アルベルト、ドリヴェイラ

エドガール、マヴロルダト

第三十六 露西亞國

ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 サルヴァドル國

ペ、ジ、マ、テ、ウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國

エス、グルーイッチ

エム、ジ、エ、ミ、ロ、ヴァ、ン、グ、イ、ツ、チ

エム、ジ、エ、ミ、リ、チ、エ、グ、イ、ツ、チ

第三十九 暹羅國

モム、チヤチデオウドム

セ、コラチオニドレリ

ルアンヅビエヴァアルトナリユバル

第四十 瑞典國

カ、アツシエ、エルハムルスキヨルド

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國

カルラン

第四十二 土耳其國

チエルカニ十九百七年十月九日、第八回總會
議於テ爲シタル宣言ヲ留保ス

第四十三 「ウルグエ」國

第四十四 「ヴェネズエラ」國

ジ、ヒルフォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムル
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
全權委員ノ署名シタル商船ヲ軍艦ニ變
更スルコトニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ
之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千九百七十一年明
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉